公共事業再評価について

意見具申

令和5年12月20日

島根県公共事業再評価委員会

令和5年度 島根県公共事業再評価の結果について

島根県では、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、 「島根県公共事業再評価実施要綱」を策定し、公共事業の再評価を実施している。

再評価にあたっては、「島根県公共事業再評価委員会」を設置して、県が進める道路・河川・砂防・漁港・港湾などの事業のうち、採択後一定期間が経過している継続事業、あるいは社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業などを抽出する。この再評価の対象となる公共事業は、土木部、農林水産部及び健康福祉部が所管する国土交通省、農林水産省及び厚生労働省の国庫補助事業、交付金事業及び県単独事業となっている。

委員会は評価対象事業の中から、詳細に審議する事業を選定し様々な視点から審議 して対象各箇所の再評価を行う。取りまとめた結論は委員会の総意として意見具申す る。県におかれては委員会の意見を尊重し公共事業の推進にあたられるよう要望する。

1 総括的意見

今年度本委員会においては、事業採択後10年を経過している継続中の事業7件、再評価実施後5年を経過している継続中の事業(下水道事業を除く)12件、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業4件、計23件が対象として挙げられた。

全ての対象地区に出向いて実際に見聞したうえで審議する必要性は認識しながらも、 全件を調査するには時間が不足することから幾つかの条件のもとで 9 カ所を審議対象 とした。その条件は「事業費が大きい箇所」、「事業期間が長くなっている箇所」、「現 地の状況や工法に特殊なものがある箇所」とした。

審議方法としても、今年度は新型コロナ感染予防対策を取りやめ、従来のとおり現地調査2日を含めて委員会を5回開催した。各地区に関する詳細な資料とともに、県担当部局の説明を受け、当再評価委員会「実施要綱」第3条に規定されている再評価の視点を逸脱することなく、慎重に事業実施の妥当性等について詳細に審議した。

以下に、今年度の再評価対象地区の審議において議論された点と、今後の事業の進め方への提言等をまとめ「総括的意見」とする。

(1) 社会情勢の変動に適切に対応した公共事業の計画的な執行

島根県公共事業再評価委員会における過去の審議において具申されてきたとおり、 県の財政状況を踏まえ、限られた予算を効率的に分配していくには、事業の優先順位 の明確化と、さらなるコスト縮減が望まれる。これには的確な事業評価が重要であり、 本委員会でも評価手法の充実を求める意見が多い。

最近の審議においては、気候変動などグローバルな環境保全に配慮する公共事業の 在り方が多く議論される。これは発注者に限る考え方ではなく、受注業者で実際の作 業に従事する人々にも浸透されるべき課題である。「安全訓練」と併せて「環境保全講 習」を行う活動が求められる。

気候変動の影響で増加傾向にある激甚な災害への対処、災害時の子供や高齢者・障がいのある方など多様な住民への配慮、また物価高騰に対するコスト削減への注力も多く議論されるテーマとなっている。コスト縮減にあっては新規施設の整備ばかりではなく既存施設の維持による効果再発現を促し、総合的な運用計画によって事業コスト縮減していくべきという意見も毎回のように議論されている。

公共事業はその性質から工事工期が長くなりがちである。ここ 10 年ほどの間にも、 気候変動や物価上昇、労働者の不足など社会の情勢が大きく変わっていることは社会 の共通認識となっている。

これら公共事業執行に対する現実的で複雑化していく要求を実現させていくにあたって、発注者である県のリーダーシップが求められている。島根県におかれては、社会情勢の変動によるあらたな課題に柔軟な姿勢をもって公共事業を実施されることを望む。

(2) 漁港事業·港湾改修事業

漁港・港湾は物流の拠点として県民のライフラインを支える重要な社会資本である。 島根県の重要産業である漁業の基盤となる生産流通の拠点であり、生活物資輸送の要 である。定住者の増加にも欠かせない。長い海岸線を持つ島根県においては、大規模 な災害等の緊急時に避難、緊急物資及び復旧資材の輸送等の拠点としての機能も期待 される。産業振興を図り住民の生活と安全を守る事業として多様な効果を期待できる 点での意義が大きい。

港湾整備に関わる事業は、直接自然と向き合う施設を整備するものであり、その特性上、事業は長期化する傾向にある。その間の社会や周辺市街地の変化によって、当該港湾に求められる役割が変わっていくことも考慮しつつ着実な事業の推進を要望する。

(3) 道路事業

今回審議対象となった道路事業は「社会資本整備総合交付金事業」4件及び「防災 安全交付金事業」等4件、合わせて計8件であった。

道路建設課では、令和3年本委員会による「『1.5 車線的改良 総合評価算定シート』の取り扱いについて基本的判断基準を明らかにされることを望む」という具申を受け、「総合評価算定シートを使った評価を行い、その結果によっては事業の計画を見直す」という判断基準を着実に実行されている。こうした明確な評価基準は整備の優先順位を明確にし、地元住民の生活の質の向上を早急に着実に実現していくことに役立っている。

(4) 河川事業

近年、想定を超える局地的な豪雨が頻発し大規模な災害が増えている。島根県に おいても、このような豪雨による被害を防止・軽減するという明確な目的を持って 河川事業及び防災・減災事業が行われている。しかしながら河川整備事業は長期化し ている事業が多い。

今回の審議対象である「矢原川ダム建設事業」「佐陀川広域河川改修事業」「新内藤 川広域河川改修事業」外 5 河川においても例外ではない。危険であるからと採択され た事業が長期化することは事業の目的に反するところであり、計画的な事業の推進に よる早期の安全確保が望まれる。

(5) 地すべり対策・砂防事業

近年の気候変動により豪雨が激甚化し、大量の土砂や流木の流出等による被害が頻 発している。土砂災害が起こった場合の人家や道路・鉄道などへの被害は大きい。

今回審議対象となった地すべり対策・砂防事業もまた、住民に直接影響が出ること が明白な状況となっており、人命に関わる災害への備えを急ぎたい。

(6) おわりに

本委員会は23件を再評価対象事業とし、地域振興のための「産業インフラの整備促進」を行う漁港・港湾事業、生活基盤の維持・確保に向け「道路網の整備と維持管理」を行う道路整備事業、「災害に強い県土づくり」に対応していく河川・砂防対策事業について審議してきた。

審議によって今回の再評価対象地区それぞれが、島根県の産業振興と県民の安心安全な生活にとって重要な事業であることが確認できた。県の示す対応方針も妥当と判断できることから23事業全てを「継続」とした。関係する事業担当者の方々には委員会の意見を尊重され、事業の速やかな執行に努められたい。

2 審議対象事業

島根県が、再評価の対象として提出してきた事業は下記のとおりである。

◎全箇所数 23箇所 (うち現地調査 9箇所)

○農林水産部 1箇所

番号	事業名・地区名	所 在 市町村	事業費 (億円)	工期	再評価 区 分	現地 調査 箇所
1	農山漁村地域整備交付金 (地域水産物供給基盤整備事業) 津戸地区	隠岐の 島町	8.3	H26 (2014) ~R7 (2025)	2	0

○土木部 8箇所

番号	事業名・地区名	所 在 市町村	事業費 (億円)	工期	再評価 区 分	現地 調査 箇所
2	社会資本整備総合交付金事業 (一) 安来インター線 島田2工区	安来市	47.8	H21 (2009) ~R11 (2029)	4	0
3	社会資本整備総合交付金事業 (一) 斐川上島線 武部2工区	出雲市	65. 3	H26 (2014) ~R8 (2026)	2	0
4	防災安全交付金事業 (一)益田種三隅線 西河内工区	浜田市	4. 2	H26 (2014) ~R7 (2025)	2	0
5	矢原川ダム建設事業 矢原川ダム	浜田市 益田市	240. 0	H6(1994) ~ R16(2034)	4	0
6	広域河川改修事業 佐陀川	松江市	88. 2	H9(1997) ~ R27(2045)	4	0
7	広域河川改修事業 新内藤川	出雲市	466. 7	S60 (1985) ~R20 (2038)	4	0
8	港湾改修事業 益田港 高津地区	益田市	66. 0	H6(1994) ~ R10(2028)	4	0
9	事業間連携砂防等事業 旭が丘地区	出雲市	3.7	R1 (2019) ~ R8 (2026)	6	0

注:再評価区分「①~⑥」

- ① 事業採択後5年を経過した後も未着手の事業
- ② 事業採択後10年を経過している継続中の事業
- ③ 事業採択前の準備・計画段階で5年が経過している事業
- ④ 再評価実施後5年を経過している未着手又は継続中の事業(下水道事業を除く)
- ⑤ 再評価実施後10年を経過している未着手又は継続中の事業(下水道事業)
- ⑥ 社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業

注:抽出箇所「〇印」

3 審議日程及び経過

第1回 令和5年 7月24日(月)

出席委員 今井順一、上野和広、常國文江、坪倉佑太、寺田哲志、 長廻英夫、松浦俊彦、三輪淳子、吉岡有美(50音順)

審議内容 ・再評価対象事業23箇所について 事業者から事業箇所の説明及びビデオ視聴による調査

- 審議箇所の担当委員決定
- ・現地調査箇所の選定
- その他
- 第2回 令和5年 9月 8日(金)

出席委員 上野和広、常國文江、坪倉佑太、寺田哲志、松浦俊彦(50音順) 豊田知世(9月20日(水) 書類調査)

審議内容 • 現地調査 3箇所 書類 1箇所

- ① 港湾改修事業 益田港 高津地区
- ② 防災安全交付金事業(一) 益田種三隅線 西河内工区
- ③ 矢原川ダム建設事業 矢原川ダム
- ④ 農山漁村地域整備交付金(地域水産物供給基盤整備事業) 津戸地区
- 第3回 令和5年10月 2日(月)

出席委員 今井順一、寺田哲志、豊田知世、長廻英夫、松浦俊彦、三輪淳子、 吉岡有美(50音順)

審議内容 ・現地調査 5箇所

- ① 広域河川改修事業 佐陀川
- ② 事業間連携砂防等事業 旭が丘地区
- ③ 社会資本整備総合交付金事業(一) 斐川上島線 武部2工区
- ④ 広域河川改修事業 新内藤川
- ⑤ 社会資本整備総合交付金事業(一)安来インター線 島田2工区
- 第4回 令和5年10月30日(月)

出席委員 今井順一、上野和広、常國文江、寺田哲志、豊田知世、長廻英夫、 松浦俊彦、三輪淳子(50音順)

審議内容 ・再評価対象事業の審議、対応方針の決定

第5回 令和5年11月20日(月)

出席委員 今井順一、上野和広、常國文江、寺田哲志、豊田知世、長廻英夫、 三輪淳子(50音順)

審議内容 ・意見具申案の審議

(1)【農山漁村地域整備交付金(地域水産物供給基盤整備事業)津戸地区】→継続本事業は、隠岐の島町の津戸地区を対象に、安心・安全な漁業活動を維持するために、冬場の風浪や越波対策のための防波堤や護岸の改良、臨港道路の防災対策、および漁の準備をする用地整備等を行うものである。総事業費は8億3,200万円、事業採択年度は平成26(2014)年度であり、完了予定年度は令和7(2025)年度である。進捗率は令和5(2023)年度当初までの実績で74%である。

当地区は隠岐の島町の基幹産業である漁業の拠点となっているほか、奥まっている地域に作られているため、避難港としての機能も持っている。しかし、冬場の越波や、近年増加している巨大な勢力をもつ豪雨など、防波堤や護岸のかさ上げによる安全性確保が急務となっている。また、臨港道路の道路わきは急斜面の岩場となっていたため、これまで落石等の被害が発生していたが、本事業による道路落石対策によって、安全性が確保されている。

平成 25(2013)年から平成 30(2018)年にかけて、島根県全体では漁業就業者が 513 名減少した一方、津戸漁港の漁業就業者数は 4 名増加 (38 名から 42 名)している。また、季節変動もあるが、平成 30(2018)年から令和 2(2020)年の漁獲高も、島根県全体では 21%減少したが、津戸漁港は 18%増加している。全国的にも漁業就業者数や漁獲量が減少している中、地域の重要な漁業拠点として機能しており、早急に安全で安心した漁業活動ができる環境を整備するためにも、事業継続が妥当と判断する。

(2)【社会資本整備総合交付金事業 (一) 安来インター線 島田2工区】→ 継続本事業は、国道9号から山陰道安来インターチェンジまで 1.3km の区間をバイパス (2 車線) により整備を行う、事業費 47 億 8,000 万円の事業である。

平成 21(2009)年度に採択され、事業採択後 15 年経過したため、再評価の対象となった。現在までの進捗率は事業費ベースで 62%であり、すでに 0.4km が供用済みである。用地買収も全て完了し、令和 11(2029)年度全線完了の予定である。

この事業の目的は、安来市黒井田町地内を起点として同島田町地内へ至る、安来インターチェンジへ道路を接続することで、安来インター工業団地へのアクセス向上や、山陰道との接続による広域ネットワークの形成を目的としてバイパスを整備し、地域産業の活性化を図るものである。

本工区が開通することで、JR山陰本線と踏切なしで交差することができ、第1次緊急輸送道路としての機能強化が図られ、また、平行する国道9号の迂回路として、交通の分散化による渋滞緩和も期待される。

コスト面では、盛土材をトンネルズリ及び近隣他工区からの掘削土を流用することで、コスト縮減も図られている。

本路線は、山陰道と国道9号を最短で結ぶことで、商工業、観光振興の面から重要な路線となるため、早期完了が期待されている。また用地買収も完了しており、地元

住民からも事業の早期完成が望まれている。

以上のことから、早期の全線供用を目指すことが望ましいと考えられるため、この 事業は継続と判断する。

(3)【社会資本整備総合交付金事業 (一) 斐川上島線 武部2工区】→ 継続

本事業は、出雲市斐川町直江の国道 9 号交差点を起点とし、出雲市上島町の主要地方道出雲三刀屋線交差点(森坂大橋)に至る約 8km の県道のうち、出雲市斐川町三絡から出雲市斐川町阿宮の武部峠を対象として、約 2.3 km の道路改良(バイパス整備)を行うものである。平成 26(2014)年度に採択され、現在の進捗状況は、事業費ベースで 81%であり、令和 8(2026)年度全線供用予定となっている。

本路線は斐川地域と雲南地域を最短で結ぶ重要な路線であるが、当該事業区間の武部峠は幅員狭小で線形も悪いため、大型車の通行や車両の離合が困難で、交通の安全が確保できない状態となっている。そのため、本事業において当該区間のバイパス整備を行うことで、交通の安全性の確保、道路利用者の利便性向上および斐川地域と雲南地域の物流の効率化が期待される。当該事業の費用便益比は、B/C=0.98 であるが、本路線の周辺には斐川 IC や斐川西工業団地が位置しており、産業振興や地域振興にも大きな役割を果たすと推察される。そのため、地元住民や企業からも早期の整備を望む声が高い。

以上のように、本路線の整備による道路利用者の利便性・安全性の向上、および周辺地域の活性化といった社会的効果は高いことから、この事業は継続と判断する。

(4)【防災安全交付金事業 (一)益田種三隅線 西河内工区】→継続

本事業は、浜田市三隅町西河内地内の 2.2 km区間 (うち、改良延長 0.63 km) を 1.5 車線的改良により整備するものである。

本路線は、益田市本町を起点とし、浜田市三隅町へと至る路線である。本路線は三隅町を東西に縦貫し、JR 三保三隅駅や国道9号と接続する通勤・通学等の生活道路となっている。しかし、現況の最小車道幅員が3.5mと狭く、線形も悪いため、車両同士の離合も困難で危険な状況である。

また、この路線は、通勤・通学のほか白砂まちづくりセンターや三隅小学校、三隅中学校といった指定避難所への避難ルートとなっている。

本路線の改良事業により離合困難箇所を解消し、自動車通行の円滑な走行及び安全性、防災機能の向上を図るものである。

本事業については、事業採択後 10 年が経過しているが、用地買収はすべて完了しており、また、改良区間のうち 0.2 kmも供用開始がなされており、地元住民からも事業の早期完成が望まれている。また、現地の地形状況や建物などを考慮した経済的な事

業として計画されていることや盛土材を他工区の掘削残土から流用するなど工事費の 軽減や重機の排出ガス対策や低騒音など環境に配慮した取り組みがなされている。

こうした中で、事業を中止した場合には、安全で安心な通行に支障をきたすとともに、地元としても、重要な生活道路として早期完成を熱望していることから、この事業は継続と判断する。

なお、予定どおり令和7(2025)年度の事業完了に向けて着実に事業を進捗されたい。

(5)【矢原川ダム建設事業 矢原川ダム】→ 継続

本事業は、浜田市三隅町矢原で洪水調節用の矢原川ダムを建設し、矢原川沿川と三隅川沿川の浸水被害の防止を図るものである。当該流域は、昭和58(1983)年7月に既往最大規模の洪水が発生し、家屋の全半壊1,054戸、浸水家屋1,026戸といった甚大な被害に見舞われた。こうした水害への抜本的な治水対策として、平成6(1994)年度に事業採択された後、令和16(2034)年度の完了に向けて整備が進められている。現在、経過年数29年で事業進捗率31%となっており、B/C=1.7である。この事業は、令和2(2020)年度3月に策定された島根創生計画2020-2024年度の「安全安心な暮らしを守る」の「防災対策の推進」としての「災害に強い県土づくり」に該当する。

本事業で浸水被害を防止する三隅川は、浜田市三隅町の居住地や産業施設が集積する中心地区を流下する。洪水氾濫域には、浜田市役所三隅支所や JR 三保三隅駅など、地域住民の生活に密着した施設が存在し、浸水被害人口は 1,662 人、浸水区域内資産額は約 436 億円と想定されている。また、当該流域では、既に整備済みの御部ダムと矢原川ダムによる洪水調節を考慮した河川整備計画に基づき、河川改修が完了していることから、洪水を安全に流下させるためには矢原川ダムの整備が不可欠である。

以上の理由により、地域の治水安全度の向上に資する本事業は、継続と判断する。

(6)【広域河川改修事業 佐陀川】→ 継続

佐陀川は宍道湖から旧鹿島町の中心市街地を流下し日本海に注ぐ河川延長 8.35 km の一級河川であり、天明 5(1785)年に運河と宍道湖の放水路として整備された人工水路で 238 年を経過している。本河川は日本海と宍道湖を結ぶことから、水面勾配がほとんどなく、潮位変動の影響により流向が変化する河川である。よって流速が緩いことから当時の石積護岸が今日まで形成されている。しかし、近年の日本海の高潮や洪水により沿線の家屋浸水被害が度々生じている状況で河川改修は重要な課題となっている。

以下、島根県公共事業再評価実施要綱(再評価の視点)に基づいて評価する。

- ① 事業の必要性等に関する視点
 - 1) 事業を巡る社会情勢等の変化

近年、日本海の異常高潮により右岸下流部の市道の一部が浸水する状況 にある。また、鹿島マリーナを往来するレジャー船の波高により護岸の浸 食が進行している。

2) 事業の投資効果

費用対効果 B/C=1.34 としている。この事業が完了すれば沿線住居の浸水被害が軽減されるため投資効果は大きい。

3) 事業の進捗状況

令和 27(2045)年度の完了を目指して、着工から 26 年を経過した現在の工事進捗率が 26%進んでいる。しかし、用地交渉はまだ 28%に止まっている。

② 事業の進捗の見込みの視点

原発避難道路、古浦西長江線の関連工事に伴い新武代橋の新設とこれに関連する取付護岸が先行されて令和7(2025)年度までに完了予定で、令和8(2026)年度より旧武代橋から下流一部の区間の測量調査設計が計画されている。しかし、終点の湊橋までの約1kmは狭小な市道と住居の連坦地である。また、下流部左岸の浸食状況から護岸位置の決定が河川幅の基点となると思われる。早期に全線の測量調査設計を実施して用地交渉を先行すべきと考える。

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

江戸時代の歴史、石積みの風情を残しながら軟弱地盤の連続する護岸に対応する新工法や住居区間の工事用道路の設置については可能なコスト縮減に努められたい。

ここまで 26 年間、完了までに 22 年を費やす大橋川治水計画に連動する一大事業であることは十分に認識している。この事業が完了して下流部の高潮対策、併せて右岸の市道改修による定住促進が図られることを期待する。

以上の評価により、この事業は継続と判断する。

(7)【広域河川改修事業 新内藤川】→ 継続

本事業は、新内藤川、午頭川、塩冶赤川、赤川に対して、洪水流下能力の増強を目的 として築堤、河道の掘削などの河川改修を行うものである。事業対象地区は川幅が狭 く、河床勾配が小さいために、浸水被害が頻発している。

現在、経過年数 34 年で進捗率 77%となっており、B/C=12.38 である。この事業は、令和 2(2020)年 3 月に策定された島根創生計画 2020-2024 年度の「安全安心な県土づくり」の「安全安心な暮らしを守る」の「防災対策の推進」としての「災害に強い県土づくり」に該当する。

本事業地区周辺には、市の指定避難所となっている複数の小・中学校、中央病院、出雲市駅といった出雲市の都市域が含まれ、地域住民の安全・安心な生活のためには

この事業による治水対策が不可欠である。平成 23(2011)年度から令和 2(2020)年度にかけて暫定断面であるものの河川改修が実施されてきたが、降雨の激甚化による豪雨災害が頻発する近年の状況下を鑑みると、より流下能力の高い河川断面への変更を行う本事業の速やかな実施が望まれる。

したがって、令和20(2038)年度の完了に向け、この事業は継続と判断する。

(8)【港湾改修事業 益田港 高津地区】→ 継続

本事業は、沿岸漁業の基地港として利用されている益田港において、漁船の係留施設の確保、荒天時の港内静穏度の確保、安全な航路の確保の3つを目的として、新しい港を作るとともに新たな航路を整備するものである。益田港は、かつて海浜を係留場所としていた漁船が、海岸侵食により係留場所を失い、港内に移転してきたことにより、係留施設が不足するようになった。

平成 6(1994)年度に事業採択され、工事着手も平成 6(1994)年度、完了予定は平成 18(2006)年度であり、総事業費は 46 億円を予定していた。当初は、係留施設の確保のために高津川河口の西側に島式港湾を作る計画で事業を進めていたが、事業開始から 5年後に公共事業再評価委員会の抽出審議を経て、周辺海岸への影響や既存施設の静穏度確保のため、現在の場所に新しい港を作る計画へと大転換された。

さらに平成 23(2011)年 1~2 月に航路埋塞が発生し、船舶の出入りが全く出来ない 状態となり、高津川河口部にある航路の出入りが困難な場合でも、新たな航路を作る ことで港湾利用を可能にするように計画変更された。

平成25(2013)年度には4度目の再評価が行われ、継続となる。

それからさらに 5 年経過した平成 30 (2018) 年度、5 度目の再評価にかけられ、昨今の巨大災害を勘案すれば、市内の飛行場とともに緊急物資輸送の拠点整備にも貢献すると考えられる等勘案され、継続となった。

そして今年度(2023年度)、前回の再評価から5年、わずか4.2%の進捗を経て12億6,400万円の追加事業費が計上され再評価事業として今日に至る。事業採択から30年経過。当初の完了予定からも17年が過ぎ、事業見直し時の予算からプラス34億円にのぼっている。一方、2018年の漁業センサスによると、益田市の漁業就業者数は、平成10(1998)年から平成30(2018)年の20年間で60%も減少しており、65歳以上が半数以上を占めている。このように事業開始から30年も経過すると漁業者数をはじめ激甚化・頻発化する気象災害や社会状況はかなり変化している。今年度の再評価は6回目を数える。県民の命と暮らしを守るため、期限を設け、最後の再評価になるよう願い、本事業を継続と判断する。

(9)【事業間連携砂防等事業 旭が丘地区】→ 継続

小高い丘の本地区は古くからの住宅密集地であったが、斜面の崩壊・亀裂拡大及び 既設構造物の変状拡大等の地すべり事象が発生し、平成30(2018)年7月に地すべり防 止区域に指定された。(国土交通省告示第912号、面積12.34ha)被害の対象施設は、 人家47戸、市営住宅団地4棟、国道431号、市道及び苅藻谷川である。

対策工は、横ボーリング、グラウンドアンカー、地山補強等で、令和元(2019)年度に事業採択、令和2(2020)年度に用地・工事着手され、令和8(2026)年度に完了予定で、事業費3億7,300万円、現在の進捗率は58%である。

(再評価の検討)

1)事業の進捗状況

令和元(2019)年度より個別補助事業に移行し、上述のとおり安定的に進捗している。

2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

線状降水帯の発生による大雨災害が頻発する中、現在でも地すべりによる被害が発生していることから、地元住民の不安も強く、早急な対策工の実施が求められている。

3)投資効果

費用対効果 B/C=8.22 であり、住民の安全に係る重要な事業である。

4) コスト縮減や代替案等の可能性

再生資源の利用、発生土の他事業活用のほか、優先度が高いブロックから効果 を確認しながら段階的に必要な対策工を実施されており、代替案等の可能性は考 え難い。

以上のことから、この地区における安定した生活基盤を一日も早く確保し、住民の 不安解消を図るために、この事業は継続と判断する。

最後に、対策実施までの間、引き続き地すべり監視をお願いする。

以上